

協会けんぽ加入の事業主の皆さまへ

定期健康診断の結果を ご提供ください

対象 ▶ 協会けんぽ愛媛支部加入の被保険者
(協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受診される方は、お手続き不要です。)

うーん…?

健康診断は、毎年受けているけど、従業員の健康管理にどう役立てれば良いのかな…。

①

そうなの！
知らなかった…

協会けんぽに健康診断の結果を提供することで、専門スタッフによる従業員への**無料の健康サポート**が受けられます！

②

〈令和7年度〉
定期健康診断結果提供に同意している事業所数2,000社以上

よし、うちも手続きしてみるか。

協会けんぽでは「健康経営」のサポートも行っています！

③

④

従業員の健康増進

- 生産性の向上**
 - モチベーションの向上
 - 欠勤率の減少
- リスクマネジメント**
 - 事故、労災発生の予防
- リクルート効果**
 - 離職率の減少
 - 新しい人材の確保
- イメージアップ**
 - 社内的・対外的なイメージの向上

1

定期健康診断結果の提供は義務なのか

提供は法令※に基づく事業者の**義務**です！

※「高齢者の医療の確保に関する法律 第27条、健康保険法 第150条」

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）」においても、

- ・定期健康診断の結果を保険者に提供する必要があること
- ・事業者が保険者と連携した健康保持増進に取り組むこと（コラボヘルス）などが示されています。



2

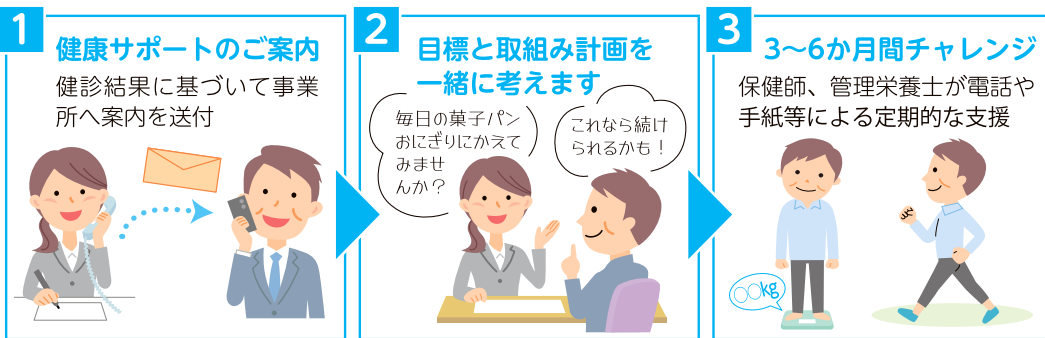
提供によるメリット

メリット 1 マイナポータルを通じた健診結果の閲覧ができる！

受診者ご本人がマイナポータル上で健診結果を閲覧でき、自身の健康管理に活用できます。

メリット 2 保健師等の専門スタッフによる**無料**の**健康サポート**がご利用可能に！

～健康サポートの流れ～



健診結果を提供することで、**従業員ひとり一人の健康状態に沿ったサポート**を受けられるんだ！



メリット 3 「健康経営®」をサポートします！

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営とは

従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営手法です。事業所の活力はみんなの健康から！

定期健康診断結果の提供と特定保健指導の実施は「健康経営」の基本です！

出典「東京大学政策ビジョン研究センター健康経営研究ユニット」

事業所の健康づくりにお役立ていただくために、事業所の健康状態や生活習慣状況、生活習慣病の発症リスク等をグラフやレーダーチャートで「見える化」した「**健康つうしんぼ**」を提供します。

3

健診結果の提供方法について

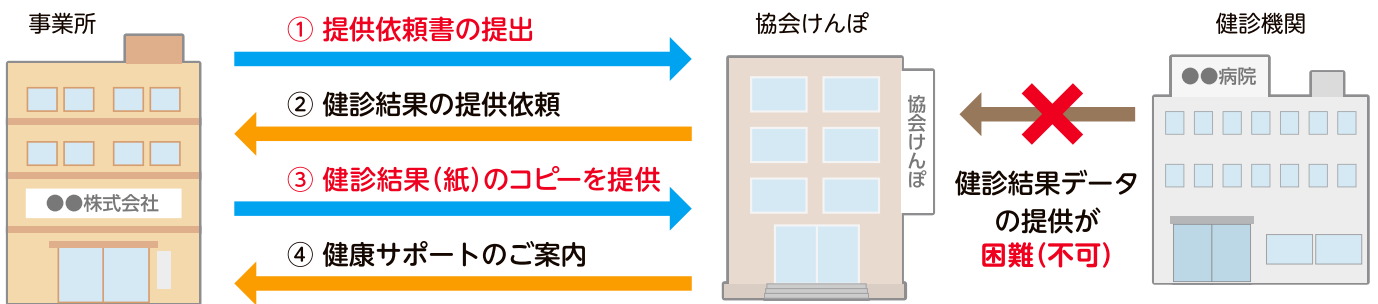
- ① まずは、「**提供依頼書**」をご提出ください。
- ② ご提出後、**A・B**いずれかの方法によりご案内いたします。

Aパターン（事業所様からのご提供）

健診機関において、データ作成ができない場合は、協会けんぽより事業所様へ健診結果の提供を依頼いたします。

その際には、**対象者の健診結果(紙)のコピー**のご提供をお願いいたします。

※協会けんぽが指定した仕様のデータ形式にて定期健診結果データの作成が可能な場合は、協会けんぽと契約いただくことでデータ作成に必要な費用をお支払いすることが可能です。



Bパターン（健診機関からのご提供）

下記の健診機関で受診された場合は、健診機関から直接健診結果の提供をいただくため、その他のお手続きは必要ありません。

(定期健康診断結果データ作成契約機関)

令和7年9月時点

地域	健診機関名	地域	健診機関名	地域	健診機関名
松山市	松山市医師会健診センター	松山市	医療法人聖光会 鷹の子病院	今治市	山内病院
	松山城東病院		医療法人順風会 天山病院		医療法人滴水会 吉野病院
	愛媛県総合保健協会	伊予市	医療法人財団尚温会 伊予病院	大洲市	市立大洲病院
	菅井内科	砥部町	八倉医院	八幡浜市	市立八幡浜総合病院
	順風会健診センター	四国中央市	西岡病院	宇和島市	JCHO 宇和島病院
	エヒメ健診協会	新居浜市	愛媛労災病院		宇和島徳洲会病院
	松山西病院	西条市	済生会西条病院	香川県	公益財団法人 香川成人医学研究所
	松山リハビリテーション病院		村上記念病院		一般社団法人 瀬戸健康管理研究所
	医療法人 北吉田診療所		医療法人社団門の内会 渡部病院		
医療法人 中川病院	今治市	放射線第一病院			

4 よくあるご質問

Q. すでに「同意書」を提出していますが、「提供依頼書」の提出は必要でしょうか？

改めて「提供依頼書」のご提出をお願いします。

同意書は、40歳以上の方の健診結果提供に係る同意となっています。法律改正により40歳未満の方を含め、すべての加入者の健診結果をご提供いただくこととなりました。

Q. 健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫なのでしょうか？

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。

Q. 提供したくない従業員がいる場合はどうすればよいのか？

法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第27条）

**定期健康診断結果を提供することは、
法定の手続きとして制度化されており、
個人情報保護法上も問題はありません。**



【高齢者の医療の確保に関する法律 第 27 条】

3. 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供しよう求めることができる。
4. 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【健康保険法 第 150 条】

2. 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供しよう求めることができる。
3. 前項の規定により、労働安全衛生法その他法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【個人情報の保護に関する法律 第 27 条】～第三者提供についての例外事項～

【第三者提供の制限】

第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合